

190 婦人弁護士制度制定に関する請願の件に付指令

〔昭和二年九月〕

衆乙第二二五号	起	昭和二年九月三日	裁可	年月日	〔注記1〕
案	起	昭和二年九月三日	決定	昭和二年九月六日決定	行
				年月日	

〔注記2〕

内閣総理大臣	花押	内閣書記官長	花押
外務大臣	花押	文部大臣	花押
内務大臣	花押	農林大臣	花押
大蔵大臣	花押	司法大臣	花押
		商工大臣	

〔注記3〕

別紙司法大臣請議衆議院議決婦人弁護士制度制定ニ関スル請願ノ件ヲ審査スルニ右請願ニ対スル同大臣ノ意見ハ相当ノ儀ト被認ニ付請議ノ通閣議決定相成然ルヘシ

指令案

婦人弁護士制度制定ニ関スル請願ノ件請議ノ通

昭和二年九月六日 指令

〔注記4〕

司法省 刑事局 刑事第五一三六号
 昭和二年七月十六日
 内閣総理大臣 男爵 田中義一 殿
 司法大臣 原 嘉道

去月二十日付御回付相成候婦人弁護士制度制定ニ関スル請願ノ件調査候処弁護士法ノ改正ニ付テハ当省ニ於テ之カ改正調査委員會ヲ設ケ其ノ全編ニ亘リ審議中ニシテ婦人ニ弁護士タル資格ヲ認ムルヤ否ニ付テモ考究中ニ有之候条

右閣議ヲ請フ

意見書

請願文書表第六五三号

婦人弁護士制度制定ニ関スル請願 東京府北豊島郡東鴨

町宮下千七百九十四番地新聞社員高橋千代外十九名呈出

〔紹介議員藏園三四郎君〕

右請願ノ要旨ハ現行弁護士法ニ於テ婦人ニ弁護士資格ヲ付与セサルハ弁護士制度ノ精神ニ副ハサルモノト信ス依テ人権擁護ノ主旨ヲ徹底セシムル為速ニ弁護士法ヲ改正シ婦人弁護士制度ヲ制定セラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至当ナリト認メ之ヲ採択スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五条ニ依リ別冊及御送付候也

昭和二年三月二十五日

〔抹消〕 衆議院議長 粕谷義三
 〔加筆〕 衆議院仮議長 森田 茂
 〔注記6〕 内閣総理大臣 若槻禮次郎 殿
 衆議院書記官長 中村藤兵衛

(注記1)

〔(隨)印〕

(注記2)

〔濟〕

(注記3)

〔(朱書)七十一〕

〔簿冊内件名番号〕

(注記4)

〔(秘書課長閱)印〕

(注記5)

〔(朱書)衆乙二五五〕

(注記6)

〔(朱書)衆乙二五五〕

(下札)

〔(朱書)本日当局木村属ヨリ委細奉願置候通り今回ハ此儘御受理被下度

願上候 司法省刑事局井澤属〕

〔昭和二年 公文雜纂 帝國議會七 卷二十三〕
〔2A, 14, 1786 請願三〕